

# ○後志広域連合滞納整理条例

〔平成19年6月8日〕  
条例第31号

改正 平成30年3月1日条例第1号

(趣旨)

**第1条** この条例は、後志広域連合規約（平成19年市町村第138号指令。以下「広域連合規約」という。）第4条第1号に掲げる滞納整理に関する事務について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 関係町村 広域連合規約第2条の町村をいう。
- (2) 徴収金 地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する町村税及び個人道民税並びに督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。
- (3) 徴収の引継 関係町村長が行う後志広域連合長（以下「広域連合長」という。）への徴収金に係る徴収の引継ぎをいう。
- (4) 徴収の引受 広域連合長が行う関係町村長から引き継がれた徴収金に係る徴収の引受けをいう。

(滞納整理に関する事務)

**第3条** 広域連合長が行う滞納整理に関する事務とは、次の事務とする。

- (1) 国税徴収法（昭和34年法律第147号）に定める滞納処分の規定及び地方税法その他の法令の規定により行う徴収に関すること
- (2) 地方税法その他の法令の規定により行う納税義務の承継、第二次納税義務及び繰上徴収に関すること
- (3) 関係町村の職員に対する滞納処分等に関する研修
- (4) その他広域連合長が必要と認める事務

(徴収の引継)

**第4条** 関係町村長は、毎年度2月末日までに行う広域連合長と行う事前協議の結果に基づいて、徴収の引継をしなければならない。ただし、地方税法その他の法令に規定する手続に不備があると認められる徴収金については、徴収の引継をすることができない。

- 2 関係町村長は、前項の事前協議に当たっては、規則で定める書類及び資料を事前に提出しなければならない。
- 3 関係町村長は、広域連合長が前項の資料のほか参考となるべき資料等の閲覧、提出その他必要な協力を要請したときは、これに応じなければならない。
- 4 関係町村長は、徴収の引継後に当該徴収の引継に関する事項について変更があった

場合には、その旨を規則で定めるところにより、直ちに広域連合長へ通知しなければならない。

(徴収の引受)

**第5条** 広域連合長は、関係町村長と行う事前協議の結果に基づいて、徴収の引受をする。

(徴収の引受の期間)

**第6条** 広域連合長が徴収の引受をする期間は、毎年度、4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 広域連合長は、前項の規定にかかわらず、規則で定める場合には、徴収の引受を継続することができる。
- 3 前項の規定を適用する徴収金について広域連合の負担金を算定するときには、広域連合長が徴収の引受の継続を決定した日の属する年度の末日に当該関係町村長に当該事案を返還し、当該年度の翌年度の初日に当該関係町村長から徴収の引受をしたものとみなす。

(徴収の引継及び徴収の引受の取消し)

**第7条** 規則で定める事由が生じた場合には、前条第1項又は第2項の規定にかかわらず、関係町村長は当該徴収金に係る徴収の引継を取り消し、広域連合長は、当該徴収金に係る徴収の引受を取り消さなければならない。

- 2 広域連合長は、徴収の引受をした徴収金のうちで徴収の引受を取り消すことが徴収上有利であると認められるものがある場合には、当該徴収金に係る関係町村長と協議した上で、当該徴収金に係る徴収の引受を取り消すことができる。
- 3 関係町村長は、徴収の引継をした徴収金のうちで徴収の引継を取り消すことが徴収上有利であると認められるものがある場合には、広域連合長と協議した上で、当該徴収金に係る徴収の引継を取り消すことができる。

(徴税吏員の証票)

**第8条** 広域連合の徴税吏員は、徴収金の徴収に関する調査のために質問し、又は検査を行う場合においては、当該質問検査権を行使する徴税吏員の身分を証明する証票を携帯しなければならない。

- 2 広域連合の徴税吏員は、徴収金に関する財産差押を行う場合においては、その命令を受けた徴税吏員であることを証明する証票を携帯しなければならない。
- 3 広域連合の徴税吏員は、徴収金に関する犯則事件の調査を行う場合においては、その職務を指定された徴税吏員であることを証明する証票を携帯しなければならない。

(公示送達及び公告等)

**第9条** 地方税法第20条の2の規定による公示送達は、その公示送達すべき徴収の引受元の関係町村の掲示場（関係町村が定める公告式に関する条例に規定する掲示場をいう。次項において同じ。）に掲示して行う。

- 2 国税徴収法に規定する公売に関する公告その他告示等の公布は、関係町村の掲示場に掲示して行う。

(規則への委任)

**第10条** この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成30年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。